平成２５年（フ）第８１号
堺市北区百舌鳥赤畑町５丁598番地５
債務者　高久みさよ
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
堺市北区百舌鳥本町１丁62番地２　プレステージハイツ402号
債務者　森　久美子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
大阪府大阪狭山市金剛１丁目11番30号―105号、前住所大阪府大阪狭山市池尻中３丁目32番33号
債務者　山口　一樹
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番51―302号、前住所大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番９―405号
債務者　荻野　　勇
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６号
北海道根室市西浜町１丁目139番地８
債務者　石森　直樹
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第７号
北海道根室市西浜町１丁目139番地８
債務者　石森　祐子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午前11時15分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第１１号
栃木県佐野市田沼町254番地１、前住所栃木県佐野市栃本町1460番地５
債務者　須藤　和法
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１５号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原177番地　県営北谷団地２号棟503
債務者　池原　希美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２７８０号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目９番31号
債務者　浅尾　味紀
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１９号
横浜市金沢区六浦南２丁目44番16号　花形荘203
債務者　青山　悠一
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２１号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1808番地
債務者　石山　　正
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４号
釧路市大川町５番11号
債務者　安藤さゆり（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第５０号
栃木県宇都宮市天神２丁目３番１号　ティ・エム自立支援宿泊所106Ａ、前住所栃木県日光市千本木430番地１　千本木市営住宅94号室
債務者　舘山　定美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２号
栃木県宇都宮市今泉新町４番地１　八幡山ハイツ西棟102
債務者　林田　庄治
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３号
栃木県宇都宮市今泉新町39番地、前住所栃木県小山市大字間々田1341番地５
債務者　佐山　定司
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係